

## 平成 26 年度第 1 回八戸市子ども・子育て会議議事録

### 【日時】

平成 26 年 5 月 30 日（金） 13 時 30 分から 15 時 20 分

### 【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第四委員会室

### 【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：16 名）

前澤委員、坂本委員、関川委員、伊藤委員、椛沢委員、田頭委員、田中委員、  
出貝委員、松井委員、阿部委員、小向委員、小笠原委員、荒谷委員、瀧澤委員、  
長澤委員、中川原委員

(2) 事務局（8 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長

#### 【こども家庭課】

池田参事（家庭支援 G L 事務取扱）兼参事、工藤副参事（こども支援 G L）、  
吉田主幹、山口主査、清川主査、上村主事

(3) 委員代理出席（1 名）

正部家朱美 氏（山西委員代理）

### 【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 国の府・省令の概要について

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要につい  
て

イ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要について

ウ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要について

(2) 条例策定スケジュール（案）について

(3) その他

3 閉会

## 議事録

13時30分 開会

○司会

皆さま、本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、平成26年度第1回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は、八戸幼稚園協会の山西委員が所要のため欠席されており、代わりに正部家様が代理出席されてございます。また、荒谷委員と出貝委員の2人については急用のため会議の出席に遅れるとの連絡が入っております。本会議については半数以上の出席者でありますので、八戸市子ども・子育て会議条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

また、人事異動により2名の委員が変更となっておりますので、ここで新しく委員とされた方を御紹介いたしたいと思っております。

お1人目は、八戸市小学校長会より御推薦いただきました伊藤恵子委員でございます。

○委員

よろしく願いいたします。

○司会

お2人目は、三八地域県民局地域健康福祉部より御推薦いただきました中川原泰彦委員でございます。

○委員

よろしく願いいたします。

○司会

よろしく申し上げます。それでは、当会議条例第7条により、会議の議長は会長が務めることとなっております。坂本会長に御挨拶を頂き、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○会長（議長）

それでは、委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、今日は30度を超えておりまして、暑い中御参会いただきましてありがとうございます。皆様の委員の任期は3年でございまして、その中で第1回目開催させていただきたいと思っております。全国的にもこの会は大変注目を受けておりまして、それぞれ都道府県ごとに、市町村ごとに、策定していくということでございまして、全国同じところというわけにはいかないものです。八戸独特の児童の対応したものを作っていききたいということで、皆様に集まっていただいているわけでございます。

早く方向性を出していきましょうということで、それぞれ常日頃から、委員の皆さんから、あるいは市民の皆様からお話しをいただいているのですが、やはり、これはまずは国

の動向を見てから市町村が決めていくということで、八戸もそのような考え方でおります。6月議会もこれから始まることもございますし、関係している皆様からも早く方針を決めていただきたいということでございますので、待機児童はもちろんゼロを目指すのは当然でございますけれども、他にも事業計画などについて決めて参りたいというのがこの会でございます。

今日は第1回ということで、4つの案件がございます。これについて、忌憚のない活発な御意見を出していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

#### ○会長（議長）

それでは、議事に入ります。皆さまの御協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の1つ目の議事、国の府・省令の概要について、ア、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、基準の概要説明の前に、本日の会議の開催目的について、まず御説明申し上げます。

本日の議事となっております3つの基準が、国から4月30日付けで公布されてございます。市では、今後、この基準に基づきまして、パブリックコメントを経て、条例策定を行って参ることとなります。条例の策定に当たりましては、基幹となる事業の運営に多大な影響を与えることとなり、また、内容も細部に及んでおりますことから、今回も含めこの条例案については3回の御審議を予定してございます。

本日の会議におきましては、委員の皆さまに基準の内容についての御理解を深めていただき、次回の会議では、皆さまから頂きました御意見や質問表に基づき作成いたしましたパブリックコメント用の資料の検討、第3回目では、パブリックコメントの結果を反映した条例案、条例の形に落としたものでございますが、条例案を御審議いただく予定としております。

本日は、各基準の内容について、概要版を皆様のお手元にお配りしてございます。概要版で本日御説明させていただきますが、各基準の全体版と質問票は本日お手元にお配りしておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。なお、質問票は6月6日までに市の方へ御提出をお願いします。それでは、基準の概要につきまして、各担当者の方から御説明させます。よろしくお願いいたします。

#### ○会長（議長）

では、担当者の方から説明をお願いします。

#### ○事務局

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について御説明させていただきます。ボリュームがありますので、座って説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目でございます。1、確認制度の概要についてですが、子ども・

子育て支援新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の小規模保育事業などは、市町村の確認を受けることにより、施設型給付費や地域型保育給付費による財政支援の対象となります。図を御覧いただきたいのですが、まずは一番左の枠に掲げております、認可施設・事業者ということで、教育・保育施設として認定こども園、幼稚園、保育所、こちらは県の認可を受けることとなります。地域型保育事業者につきましては、新制度で新たに市町村の認可事業となります。

これらの認可施設・事業者が市町村の確認を受けることとなり、確認は、利用定員を定めて市町村が行うこととなりますが、確認の際は、本子ども・子育て会議の御意見を伺うこととなります。

図の右側ですけれども、施設・事業者が確認を受けることにより給付対象施設・事業となります。給付対象施設は、特定が付くことにより区別され、子どもの利用に応じて、給付費を法定代理受領することとなります。特定教育・保育施設、事業者は、前提となる認可基準の順守が求められ、そして、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者は市町村が条例で定める運営基準に従い、教育・保育サービスを提供することが求められることとなります。

次に2、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についてですが、本基準は、平成26年4月30日に内閣府令が公布されました。公布された基準を基に、市の条例を定めることとなりますが、条例を定める際に従うべき基準と参酌すべき基準があり、これらを踏まえる必要があります。従うべき基準と参酌すべき基準については、下表のとおり考慮する必要があります。そして、表の一番下ですけれども、本基準で示された従うべき基準は、利用定員に関する基準、それから子どもの適切な処遇の確保及び子どもの健全な発達に密接に関連するものが従うべき基準とされており、また、それ以外が参酌基準とされています。

従うべき基準と参酌すべき基準に基づき定める条例が、八戸市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準とされ、この条例に従って、教育・保育サービスを提供することとなります。それでは、次ページから基準の具体的な内容の御説明をさせていただきますと思います。

2ページ目をお開きください。ここからは、国が内閣府令で示した基準について御説明させていただきます。規定の全体的な構成ですが、第1章が総則、第2章が特定教育・保育施設の運営に関する基準となっております、認定こども園、幼稚園、保育所に係る基準となります。第3章が特定地域型保育事業者に係る基準となります。

まず第1章は、本基準の総則となっております。趣旨についてですけれども、国の府令の目的、そして、市町村が条例を策定する際の従うべき基準と参酌すべき基準がどの条項に当たるのか規定しているものです。用語の定義については、基準の中で使用する用語の定義、一般原則には、施設・事業者がサービスを提供するに当たっての一般原則が規定されています。

次に、第2章ですけれども、ここからが条例で定める具体的な運営に関する基準となっております。以下、網掛けの部分が従うべき基準とされており、網掛けされていない部分につきましては参酌すべき基準となっております。

まず1節が利用定員に関する規定となります。この利用定員で定められた定員区分によ

り、給付費が支払われることとなります。利用定員の設定は、認定こども園と保育所は 20 人以上とされており。また、施設の種類ごとに、認定区分ごと、1号認定は満3歳以上で教育が必要な子ども、2号認定は満3歳以上で保育が必要な子ども、3号認定は満3歳未満で保育が必要な子どもとされており。注意点とすれば、3号認定子どもについては、年齢ごと、0歳と1・2歳の設定も必要となります。

次に第2節からが運営に関する基準となります。まず、説明及び同意は、教育・保育サービスの提供に際し、運営概要などの重要事項は、文書を交付し、利用申込者の同意を得なければならないとされており。また、利用申込者の同意を得れば、パソコンを使用するなどの電磁的な方法により、文書の交付に代えることができるとされており。

次に、正当な理由のない提供拒否の禁止等については、応諾義務の関係となります。利用の申し込みは、定員に空きがない場合などの正当な理由がなければ、拒んではならないとされており。また、施設が選考を行う場合には、公正な選考によりますが、選考方法をあらかじめ明示する必要があります。また、保育が必要な子どもにつきましては、当分の間市が利用調整を行うこととなります。

次に、あっせん、要請に対する協力といたしまして、市町村が行う要請等にできる限り協力しなければならないとされています。次のページをお開きください。

支給認定に関連してありますが、1つ目、受給資格等の確認として、施設の利用希望者が支給認定を受けているか、支給認定を受けていない場合には2つ目として支給認定の申請に係る援助として申請の援助を行うこととなります。なお、補足説明でございますが、項目の右上に地域型準用と表示してございます規定につきましては、後程も御説明いたしますが、特定地域型保育事業者にも係る内容となります。

次に、心身の状況等の把握として、子どもの状況や環境の把握に努めること、小学校等との連携に努めること、教育・保育の提供の記録について規定がございます。

次に、利用者負担額等の受領についての規定です。教育・保育を提供した際の利用者負担額の受領、上乗せ徴収や実費徴収の規定でございます。費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付することとされており。また、実費徴収や上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由をあらかじめ明示し、保護者へ説明することが求められます。また、高処遇を通じた教員の確保などに伴う上乗せ徴収を行う場合は、文書により保護者の同意が必要となります。

次に、施設型給付費等の額に係る通知等について、保護者への給付費を法定代理受領することとなりますので、受領した給付額を保護者に通知することとなります。

次に、特定教育・保育の取扱方針ですが、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育指針に基づき、それぞれ教育・保育サービスを提供することとなります。幼保連携型以外の幼稚園型、保育所型の認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえながら、幼稚園教育要領と保育指針に基づき教育・保育サービスを提供することとなります。

次に、特定教育・保育に関する評価等について、自己評価の実施及び保護者または関係者、第三者評価などの外部評価を受けるよう努めることとされ、常に改善を図ることと規定されており。

次に、相談及び援助として、子どもや保護者の相談に応じ、助言・援助を行うこと、緊

急時の対応として、子どもの体調が急変した時は、保護者や医療機関に連絡するなど、必要な措置を講ずることとされております。次のページを御覧ください。

続きまして、運営規定についてですが、施設の運営に係る、重要事項の規定を定めることとされております。規定の内容について記載しております。

次に、支給認定保護者に関する市町村への通知ですが、保護者が虚偽等により給付を受けようとしたときは、市町村に対し通知することとされております。

次に、勤務体制の確保等についてですが、教育・保育サービスの提供に当たっては、当該施設の職員によることとされ、勤務体制を定める必要があります。また、職員の資質向上のため、研修機会を確保する必要があることとされております。

次に、定員の遵守についてですが、利用定員を超えて教育・保育を提供してはならないとされております。ただし、年度中における需要の増大などのやむを得ない事情がある場合は除かれます。

次に、掲示について、運営規定の概要を、利用申込者の選択に資するために、見やすい場所へ掲示することとされております。

次に従うべき基準としてですけれども、子どもを平等に取り扱うこと、虐待等の禁止、懲戒に係る権限濫用の禁止となります。秘密の保持等についてですが、現職中はもとより、退職後についても秘密を漏らすことがないように措置を講ずる必要があります。

情報の提供について、特定教育・保育施設は、教育・保育の提供を受けたい保護者が、希望を踏まえて選択できるように、施設が行う教育・保育の内容の情報提供に努めるとともに、その広告が虚偽・誇大なものとしてはならない、とされております。

次のページをお開きください。

次に、利益供与等の禁止として、他の教育・保育施設等に、子どもや家族を紹介することや、されることの対償として、金品等を受け取ってはならないとされております。

次に、苦情解決ですが、保護者や家族からの苦情に迅速に対応するため、苦情受付窓口の設置などの措置を講じることや、指導監督等に協力することが求められます。

次に、地域との連携の規定がされております。

続きまして、事故発生の防止及び発生時の対応についてですが、まずは事故の発生を防止するための方針の整備や、事故の発生や危険の報告がされ、その内容を従業員に周知徹底する体制の整備が必要となります。また、事故が発生してしまった場合には、速やかに家族や市に連絡を行うとともに、その内容を記録し必要な措置を講ずることとなります。

次に、会計区分についてですが、教育・保育の事業の会計は、その他の事業と区分することとされております。

次に、記録の整備についてですが、諸記録を整備し、完結の日から、5年間保存することとされております。

次からが第3節として、特例施設型給付費に関する基準です。こちらは特例的な給付費についての規定となっております。まず本ページの下段、特別利用保育についてですが、こちらは、保育所が特例的に1号認定子ども、満3歳以上の教育のみ必要なこどもに対する保育所でサービス提供を行う場合の基準です。

施設が保育所となるため、保育所認可基準を遵守することや、定員の規定がされております。また、これまで御説明いたしました規定については、特別利用保育、特例的な施設

の利用であっても適用となります。

次のページを御覧ください。こちらは、特別利用教育の基準ですが、特例的な施設の利用になるのですが、幼稚園で2号認定子ども、保育が必要な満3歳児以上の子どもに対し、サービスを提供する場合の規定です。施設が幼稚園となるため、幼稚園の認可基準を遵守することや、定員の規定がされております。こちらにつきましても、これまで御説明申し上げた特定教育保育施設の規定が適用されることとなります。ここまでが、特定教育・保育施設、認定こども園・幼稚園・保育所に対する基準となります。

次からが、新制度で新たに認可事業となる、特定地域型保育事業者の運営に関する基準となります。全体的には、特定教育・保育施設が特定地域型保育事業者へ、特定教育・保育が特定地域型保育へ字句が置き換えられているものであります。

これまで説明させていただいた特定教育・保育施設の基準と重複する部分が多くなりますけれども、説明の中では主に地域型保育で特徴的な部分について御説明いたします。

まず第1節の利用定員に関する基準ですが、家庭的保育事業は5人以下、小規模保育事業A型とB型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下ですが、経過措置で6人以上15人以下となります。居宅訪問型は1人となっております。

地域型保育事業の対象は、3号認定子ども、満3歳未満で保育が必要な子どもが対象となりますので、利用定員を満3歳未満の子どもについて0歳と1、2歳を区分して設定するということとなります。

第2章の運営に関する基準についてですが、こちらの規定につきましても利用申込者に対し、文書または電子ファイルを提供し、説明し、また、保護者から事前に同意を得なければならないとされております。

次に、正当な利用のない提供拒否の禁止、応諾義務についても、特定教育・保育施設と同じです。また、選考については保育が必要な子どもが地域型保育事業を利用することとなりますので、当面の間は市が利用調整を行うこととなります。

次のページをお開きください。

こちらの特定教育・保育施設等との連携については、地域型保育事業の基準で特徴的な部分となります。特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が求められますが、連携施設との協力連携事項としましては、集団保育を経験させる機会の設定や、相談、助言、保育内容の支援や、卒園後の受け入れなどが主な内容となっております。また、卒園後の受け入れを行う連携施設とは、密接な連携に努めることが求められます。

次に、利用者負担額等の受領については、給付費の名称の違いなどで、特定教育・保育施設とほぼ同様となっております。

次に、特定地域型保育の取扱方針ですが、地域型保育は保育所保育指針に基づき保育サービスを提供することとされております。

次の項目ですが、資料の訂正をお願いいたします。特定地域型保育の取り扱い方針となっておりますが、正しくは、特定地域型保育に関する評価等となります。大変失礼いたしました。こちらにつきましても、特定教育・保育施設同様、自己評価及び保護者関係者の外部評価に努めて頂くという規定となっております。最後の運営規定について、次のページを御覧ください。勤務体制の確保等、定員の遵守、記録の整備についても、特定教育・保育の規定と同様の内容となっております。

次の、準用については、特定教育・保育の規定をそのまま準用する規定となっております。教育・保育施設と地域型保育事業者のいずれにも関係する規定と御理解ください。内容の説明については省略させていただきます。

次に第3節、特例地域型保育給付に関する基準です。こちらの特例的な施設の利用についての規定となっております。特別利用地域型保育の基準については本来、満3歳未満児が利用する地域型保育事業ですけれども、満3歳以上の教育のみ必要な子どもに対して特例的にサービス提供を行う場合の基準です。

次のページを御覧ください。

特定利用地域型保育の基準についてですが、こちらの特例的な事業の利用についての規定となっております。満3歳以上の保育が必要な子どもが地域型保育事業を特例的に利用する場合の基準となっております。

次からが附則の規定です。まず本基準施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行とされています。

次に、特定保育所に関する特例ですが、まず、特定保育所とは私立保育所となります。私立保育所へは、施設型給付費ではなく委託費として給付されることとなりますので、本基準の中での施設型給付費ではなく委託費に読み替える規定となっております。

次に、施設型給付費に関する経過措置についてですが、こちらは、1号認定子どもに対する施設型給付費について、子ども・子育て支援法に経過措置の規定がされている関係からの読替規定です。

次に、利用定員に関する経過措置として、先に説明しておりますが、小規模保育所のC型について6人以上10人以下のところを6人以上15人以下とする規定です。

連携施設に関する経過措置として、本来、地域型保育事業者が連携施設を確保できない場合の経過措置として、一定の条件のもと、施行5年は連携施設を確保しないことができる経過措置の規定です。

以上長くなりましたが、規定の概要となります。

続きまして、本日の追加資料として配付しております追加資料、資料1の1を御覧ください。3市の方針といたしまして、御説明しました内閣府令の基準を踏まえた市の条例の制定に当たっての方針でございますけれども、国基準どおりとする予定です。しかし、参酌すべき基準については、本子ども・子育て会議の意見、今後実施するパブリックコメントなどを通し、利用者や事業者の意見を反映しつつ、地域の実情に則した内容とする方針です。

ただし、基準の中にございます、利用定員の遵守については、具体的な対応が定まっていない状況であることから、今後も検討を要する事項と考えております。

4、利用定員の遵守の規定に関する国の検討状況でございますが、(1)利用定員、いわゆる確認定員ですけれども、利用定員は認可定員を超えてはならないこと、利用定員を超えて特定教育・保育等のサービスを提供してはならないとされております。

一方で(2)利用定員の例外でございますけれども、いわゆる定員超過入所でございますが、他制度における取り扱いや、定員弾力化措置が果たしてきた役割を踏まえ、公定価格の議論と合わせて検討すること、本基準においても、年度中における需要の増大への対応など、止むを得ない事情がある場合は可能とされております。



(3) 当市における課題でございますけれども、当市ではこれまで、年度当初から、定員超過を一定の範囲内で認める運用をしてきているため、国の方針により、対応が異なるものと考えられます。ケース1は、年度当初からの定員超過ができない場合の対応として考えられるものです。ケース2は、定員超過が認められる場合であっても、一定の条件で給付費が減額調整されることです。これらの国の対応についても注視しながら、今後も検討が必要であると考えております。

以上、大変長くなりましたが、ア特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○会長（議長）

概要の中で、ア、イ、ウに分かれておまして、今1つ目のアの方を御説明いただきました。冒頭ありましたように、この件については大変重要なので今日1回では終わらないということで、3回に分けてきちっとやっていきたいということでございます。質問票もありますので、今回は質問頂いたのを受けてということでございますが、何か御質問、御意見等今の段階でございますでしょうか。

○委員

第3節の特例地域型保育給付費に関する基準の特例というのは具体的にどういうことが想定される特例なのでしょうか。

○会長（議長）

事務局からどなたが。

○事務局

基本的に保育を要する子ども、つまり2号、3号認定子どものみの受け入れ施設という形になってございますが、特別扱いのような形で1号認定の子ども、満3歳以上の教育のみを必要とする子どもも保育所に受け入れた場合が特例扱いということになってございます。

また、逆に1号認定の子どものみを受け入れる幼稚園で、2号3号の保育を要する子どもを受け入れた場合についても特例という形になってございます。以上でございます。

○委員

ということは認定こども園にならなくても受け入れが可能な特例があると解釈してよろしいのでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。

○会長（議長）

他にございませんか。では無いようですので、後ですね、今1回目御説明を受けても

どういう事を質問しようかと考えると思いますから、6月6日まで質問、期間ありますので是非皆様の方で質問御提出いただきたい。それでは、この場におきましてはただいまのアについての説明を了解したいと思います。それでは、次にイの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要について、事務局より説明願います。

#### ○事務局

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について御説明いたします。

資料2について御説明いたします。1ページ目を御覧いただきますと、1趣旨にございますように、今回の制度改正で創設されます家庭的保育事業は、4つの類型がございます。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つがございます。新制度の中におきましては、市町村による認可事業ということで法律に位置づけられており、これらの家庭的保育事業の認可基準は、国の方で定める基準を踏まえて、新たに市町村が条例として策定するということとなります。

家庭的保育事業等の認可基準に係る国の省令については、平成26年4月30日に公布されました。家庭的保育、これは利用定員が5人以下のもの。小規模保育、これは利用定員が6人以上で19人以下のもので、さらに利用定員、職員の配置の人数あるいは資格等により、3つのタイプA型、B型、C型があり、さまざまな形態からの移行ということも踏まえての移行の受け皿ということもあり、A型とC型の間間的なものとしてB型が設けられております。そして、居宅訪問型保育。これは保育を必要とする特別なケアが必要な子ども等の居宅で行うもの。それから、事業所内保育ということで、事業所の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供するような前提のもの。以上のような、4つの事業を家庭的保育事業と位置づけてございます。

家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者の皆様は、市の条例を遵守する必要があるわけですが、その際の国が定める基準と市町村の認可基準の条例との関係でございますけれども、2国の定める基準の区分についての表、国基準の類型にございます従うべき基準は、条例の内容が国の定める基準に必ず適合しなければならないものでございまして、その基準の対象となる事項は、事業者等の職員の資格、配置数、乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものが該当します。また、参酌すべき基準は、国の定める基準を十分に参照しなければならないものであり、その上で条例を制定すること地域の実情に応じて異なる内容が許容されるものでございまして、従うべき基準とされている対象事項以外のものが位置づけられてございます。保育所などのものと比べてみますと、保育室及びその面積の部分につきまして、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るためなど、参酌すべき基準とされている点が特徴でございます。

具体的な認可基準の考え方は、2ページから11ページにおきまして、国の定めるこの家庭的保育事業の認可基準を、省令の文面のその考え方という点で表形式にまとめてございます。

2ページをお開きください。表の見方としましては、従うべき基準の事項はグレーに網掛けとしてございます。2ページ目は、総則となります。基準の趣旨、最低基準、一般原則の規定に続き、連携施設の関係でございます。家庭的保育事業は、3歳未満児を対象と

いたします。3歳以上児の教育・保育を行う施設との連携、連携施設と言いましたときに、日々の保育に対するさまざまな支援という面と、0から2歳の子どもを対象といたしまして実施されています関係から、そのお子様が3歳以上になったときの受け皿という両方の面から、連携施設の存在というものの役割、重要性があるように思われます。

3ページ目では、事業者又は職員について、乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止が従うべき基準として規定されております。

4ページ目では、食事の提供、乳幼児の健康診断でございます。従うべき基準であります給食の関係でございますが、自園調理を基本としつつ、一定の場合に限って外部からの搬入を可とするものであり、連携施設あるいは近接した同一系列法人が運営する小規模保育あるいは社会福祉施設や病院からの搬入を可とするということでございます。なお、現在、自園調理を行っていない事業形態から小規模保育事業等に移っていくに当たりましては、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整えるということでこの基準の附則のところにおきまして、経過措置が設けられております。

6ページからは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育といった項目について順番で表の形で表記をさせていただきます。主にハード面の関係でございます。6ページのところは部屋の面積等についての基準でございます。家庭的保育事業では保育専用居室として乳幼児1人当たり3.3平方メートル以上、小規模保育事業につきましては、乳児室又はほふく室0歳児、1歳児1人当たり3.3平方メートル以上、2歳児につきましてはA型、B型は1人当たり1.98平方メートル、C型1人当たり3.3平方メートルとなっております。このA、B型の2歳児につきましては、現行の保育所、また地方単独事業である認可外保育施設からの円滑な移行を念頭おきまして国は保育所と同様のものを求めたものとされております。なお、現在の基準でございますけれども、認可保育所については、乳児室が1人当たり1.65平方メートル以上、ほふく室が1人当たり3.3平方メートル以上、2歳以上児の保育室については1人当たり1.98平方メートル以上となっております。また、事業所内保育施設につきましても、原則的には認可外保育施設の指導監督基準というものがございしますが、雇用保険の助成対象事業については上乗せにより2歳以上児が1人当たり1.98平方メートル以上とされております。

全体といたして家庭的保育事業は、定員20人以上の保育所等の認可施設に比べますと規模が小さいという点、また、居宅訪問型保育の場合には、相手方の乳幼児の居宅で保育を行う事業のため、設備、面積基準を求めないという点が特徴となるかと思えます。

続いて屋外遊戯場等でございますが、2歳児1人当たり3.3平方メートルという形でありまして、代替地等については公園ということに限定せず、幅広く確保するという趣旨が込められたものでございまして、他の公的施設の敷地、またその他の付近の代替地で可といった形でございます。

7ページ目は、耐火基準の関係でございます。保育室等を2階以上に置く場合には、建築基準関係法令の上乗せの耐火・防災の基準がございます。例えば避難階段でありますとか、こういった点が細かく定めがなされておりますのが表にあります保育室を2階以上に設ける建物についての設備の基準表となっております。

8ページ目は、職員の資格、また9ページは職員の配置数でございます。これは従うべき基準と位置づけられております。その中で全員が保育士であるのはA型、事業所内保

育の利用定員 20 人以上でございます。

家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者については、市町村等が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の者とした上で、一定の研修を実施していただくということですが、そういった研修の実施方法につきまして、国の方で市町村を単位としてやっていくだけではなかなか難しいのではないかとといった対応方針によりまして、都道府県その他の機関が行う研修を含むと規定されております。半数以上が保育士であるB型及び事業所内保育利用定員 19 人以下における保育士以外の保育に従事する職員についても、一定の研修を実施していただくということでございます。

調理員については、自園調理の場合置かなければならないところですが、調理業務の全部委託あるいは搬入施設からの搬入の場合は不要とされている形でございます。

9 ページの職員配置数につきましては、家庭的保育事業では、すべての年齢に対して乳幼児 3 人につき保育に従事する者 1 人、すなわち 3 対 1、補助者 1 名を配置する場合には、乳幼児 5 人までの保育が可能という形でございます。小規模保育事業あるいは事業所内保育事業は、最低 2 名の保育従事者数が確保される形となっておりまして、0 歳児につきましては 3 対 1 ということとした上で 1 名追加配置という形で 3 対 1 プラス 1 名、1 から 2 歳児については保育所と同様の 6 対 1 ということとした上で 1 名追加配置という形でございます。

連携施設の特例でございますが、居宅訪問型については、連携施設の設定は一律には求められておりませんが、それを踏まえた上で障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合は、それに関するバックアップ等の形で必ず設定を求めることとされ、たとえば児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関が具体例として挙げられているところでございます。

10 ページにおきまして、C型の利用定員の取り扱いについてでございます。

C型は、グループ型小規模保育事業というものを踏まえておるわけでございますが、これが最大 15 名ということで現在、新制度を待たずに待機児童解消加速化プランとして実施されておることから、C型につきましては、新制度へスムーズに移行できるよう認可基準を整理するに当たり、規模の小さいものに限定していくという方向性を踏まえまして、施行から 5 年間の経過措置が定められたものでございます。なお、元々は家庭的保育をグループでやっていこうという、グループ型家庭的保育が発祥であるとされております。それから、事業所内保育施設に固有の問題でございますけれども、事業所内保育事業につきましての地域枠の設定でございます。従業員の子どもに加えて地域の子どもを受け入れるということで、地域枠というふうに呼んでおりますが、定員規模に応じまして大体 4 分の 1 ないし 3 分の 1 程度の人数となるような地域枠の設定の中身となっております。

本日の追加資料、資料 2 の 1 を御用意ください。以上の基準を踏まえまして、本市の条例案に係る方針についてでございますが、家庭的保育事業等の認可基準に係る国の省令については平成 26 年 4 月 30 日に公布されたところでございます。家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業については、本市にこれまで運用実績が無いことから、本市の条例案は国基準どおりとする予定でございます。小規模保育事業、事業所内保育事業については、現在、認可外保育施設として県の指導監督基準の適用を受けている既存施設の移行が想定されますが、国の基準における従事する職員及びその員数は従うべき基準であり、また、設備の

基準についても国基準と異なる基準とすべき事情は見受けられないことから、当市の条例案は国基準どおりとする予定であるということでございます。

以上で、かいつまんでの御説明となりましたが、説明は以上でございます。

○会長（議長）

ただいまのイの説明に対し、何か皆様の方から今お聞きしたいこととかございませんか。

○委員

9ページの第4章の居宅訪問型事業のところですが、連携施設とありますが例えば気になる子どもということだと思いますが、そのバックアップ施設は入所施設と書いてますが、必ずしも入所施設なのでしょうか。

○会長（議長）

事務局からどうぞ。

○事務局

お答えします。こちらは一つの例として障害児入所施設と記載しておりますけれども、そもそもの基準の方で障害児入所施設の他市町村の指定する施設という形でございます。必ずしもこの施設に限ったものではないと考えております。

○委員

関連でよろしいでしょうか。

今も障害児を受け入れている保育所あるわけですが、この居宅訪問型保育は自宅に保育士さんなりが行って一定時間1対1で見るとのことなのだろうと思っておりますけれども、具体的に発達障害の子どもとか、ここには疾病ということも書いてますが、どういう子どもを想定して出てきたもののでしょうか。サービスが選べるということは喜ばしいと思っております。

○会長（議長）

はい、事務局。

○事務局

基準どおりのお答えで申し訳ありませんが、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児が対象でございます。自宅から保育施設に移動させることが難しいお子さんを想定していると認識しております。

○委員

保育所とか幼稚園は、教育とか保育をやっている今は。こういう子どもたち、自立困難な子どもたちとなると保育ということになるのか。

○事務局

具体的な規定は皆様にお配りしている、厚生労働省令第61号。今日お配りしているこの33ページのところに第40条がございます。ここの規定によりますと、居宅訪問型保育事業者は第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、障害等の状況に応じて云々と書かれております。この第37条第1号を見て頂きますと障害疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育となってございます。子ども子育て支援事業は、重症な障害の子どもは、医療の面が強うございますので、そちらの方々よりは比較的軽度な方を対象にしてこの制度は作られていると考えられますので、ある程度自分で動けるような方で、集団保育に多動性があったりしてちょっと集団保育が難しい方が居宅訪問を希望した際には対象となっていくという形で考えられる。明確に国の説明に載ってませんので回答が難しいですけどもそういう形と思います。

○委員

集団生活になじまない子どもさんのことだと思いますね。

○事務局

自分ではちゃんと動けるけれども集団になかなかなじまない方という形になるかと思えます。

○委員

わかりました。

○会長（議長）

今、資料配付になっているけれども、まだ見てみないとならないところもあると思いますので、今日は説明を一旦頂いて次回にということになりますでしょうか、次回に向けて是非ここだけは質問しておかないとということありましたら、他にありませんか。イについてはよろしゅうございますか。では、他に無いようでございますので、次回、質問が出てくると思いますが今の説明は了解したということで次に進みたいと思います。

次はウ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要について、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要について御説明申し上げます。放課後児童健全育成事業というのは、放課後児童クラブのことを指しております。

利用の対象は、小学校に就学していて、主に保護者が仕事で自宅にいない児童を対象としております。八戸市では全部で今のところ47の放課後児童クラブがありこの事業を実施しております。

資料3を御覧ください。このたび、法改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとなりましたけども、資料3は、厚生労働省令の概要とい

うところが左側の方に載せております。この項目を元にその隣に当市のガイドライン、さらにその右に市の方針として資料を作成しております。

まず 1 ページ目の厚生労働省令の概要の趣旨の第 1 条には、従うべき基準として、厚生労働省令第 10 条に事業に従事するもの、指導員さんの資格及びその配置の人数について規定しておりますが、この基準は条例を策定するに当たっては従わなければならない基準として載っております。

2 つ目として、附則第 2 条に職員の経過措置として載せております基準がございますけれども、先ほどの基準と合わせて、2 つの基準については、条例策定の際には従うべき基準として厚生労働省令には規定されております。

参酌すべき基準ということで、先ほどの 2 つの基準、それ以外の規定については、市独自で参酌した上で、独自で条例を策定することが可能であります。

次に設備運営基準の内容でございますが、省令には明るくて衛生的な環境また素養があり適切な訓練を受けた職員の支援、健全育成の補助をするものとうたっております。

次に第 2 条の最低基準の目的ですけれども、市町村が条例で定める基準として先ほどの内容と同じですけれども、明るくて衛生的な環境等、その 3 つを目的とした基準を市町村が条例で定めるという内容となっております。

第 3 条最低基準の向上ですけれども、市町村の勧告等ということで児童福祉審議会や保護者等の意見を聴いて事業者に対して設備運営基準の向上について勧告できるという規定があります。

その下は最低基準を向上させるように努めるものとするという基準が載っております。

この第 3 条の最低基準の向上についての基準につきましては、条例策定の際にも市の方針としては、国の基準に従うことで今のところ考えております。

次に第 4 条の最低基準と放課後児童健全育成事業者のところで最低基準の向上というところで、事業者は最低基準を超えて設備及び運営を向上させなければならないというものと最低基準を理由に設備又は運営の低下をさせてはならないという規定があります。こちらも今のところ市の方針としては国の基準に従うことで考えております。

次に 2 ページ目でございます。省令第 5 条一般原則として支援の目的、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図る、また、児童の基本的な生活習慣の確立を図る、児童の健全な育成を図るという目的が規定として載せておりますが、これについても市の方針としては国の基準に従うということで考えております。その下の利用者への配慮、人権に十分配慮すること、一人一人の人格を尊重することという基準がありまして、これについても国の基準に従うということで考えております。

次に地域社会との連携、地域社会との交流及び連携を図ること、保護者及び地域社会に運営内容を適切に説明すること、この基準についても国に従うということで考えております。

自己評価及び公表ということで運営内容の自己評価及びその結果の公表することということでこれも国の基準に従うということで考えております。

構造設備、利用者の保健衛生及び危害防止に配慮がなされた設備構造を備えることということでこれも国の基準に従うということで考えております。

次に第 6 条非常災害対策でございますが、非常災害への対応として、軽便消火器等の消

火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備の設置をすること、これについても国の基準に従うということで考えておりますが、現在 47 クラブの内、照会をしたところ消火器の未設置のクラブが 3 クラブ実際ありましたが、対応できるものとして考えておりますので、国の基準に従うということで考えております。

次に非常災害に対する具体的計画を立て不断の注意と訓練を実施すること、定期的な避難及び消火に対する訓練の実施、これにつきましても国の基準に従うということで考えております。

次に第 7 条の職員の一般要件です。健全な心身及び豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意を有する者、また、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者として職員の一般要件となっております。これについても国の基準に従うということで考えております。

次に第 8 条です。職員の知識及び技能の向上というところで、職員は児童の健全育成のために知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない、また、事業者は職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない、この基準につきましても国の基準に従うということで考えております。

次に第 9 条設備の基準でございます。専用区画及び備品等の設置、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、これを専用区画といいますけれども、これを設けることとなっております。

また、支援の提供に必要な設備及び備品を備えるという 2 つの規定になっております。

最初の専用区画に関するところでございますけれども、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための区画ということで、クラブに静養スペースについて照会をかけたところ、47 クラブ中約 20 クラブが静養スペースがないということで、回答いただきました。そのため基本的には国の基準に従うということで考えておりますけれども、あるクラブさんでそのスペースが無いというクラブさんに対してすぐ対応できる規定ではないのではないかと考えており、例外的な取り扱いができる規定を設けることで考えております。

次に専用区画の面積です。児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上と規定されております。こちらについても 1 人当たり面積が 1.65 平方メートル未満というクラブが 47 クラブ中 19 クラブありましたので、これも先ほどの静養スペースと同様に例外的な取扱いができるような規定を設けることで考えております。

次に専用区画及び備品等は、専ら事業に供するものでなければならない、専用区画及び備品等は衛生的で安全なものでなければならない、これは国の基準に従うということで考えております。

次に資料の 3 ページ目に移ります。ここの第 4 項の支援の単位以外は、網掛けとなっておりますけれども、国の基準に従わなければならないところになります。

第 10 条職員のところですが、支援員、ここは支援員を置くことということで、国の基準にそのまま従うということで考えております。次に支援員の数ですが、支援の数ごとに 2 人以上、ただしうち 1 人は補助員に代えることができるとなっております。

支援の単位という言葉が出てきましたけれども、これは下の網掛けになっていないところ第 4 項支援の単位のところ、一の支援の単位はおおむね 40 人以下と厚生労働省令では規定されております。それを踏まえて支援員の数につきましては市の特色といたしまして、



支援の単位は 40 人以下の場合は指導員を 2 人以上、支援単位が 40 人超の場合は指導員が 3 人以上と考えております。

次に支援員の資格のところですが、ここは①から⑨まで、例えば保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、ということでこれに従事する職員の方の資格として①から⑨までの資格が必要という規定となっております。これについて、47 クラブに照会したところ資格を全く持っていないというところは無かったので、国の基準に従うということと考えております。

次に先ほども少し触れましたが、第 4 項の支援の単位ですが、参酌する基準となっております。一、支援の単位はおおむね 40 人以下となっております。

市の方針といたしましては、基本的には国の基準に従うというところですが、今現在 40 人を超えているクラブは 21 クラブありまして、既存のクラブに関して例外的な取り扱いができる規定を設けることで検討しております。

次に支援員及び補助員についてです。専ら支援の提供に当たる者でなければならない、ただし、利用者が 20 人未満の事業所であり、支障がない場合はよいとなっております。

これにつきましても国の基準に従うということと考えております。

次に第 11 条です。平等に取り扱う原則、利用者の取り扱いで、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的取り扱いをしてはならない、これは国の基準にそのまま従うことで検討しております。

虐待等の禁止、第 11 条です。利用者に対し心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。これも国の基準にそのまま従うことで検討しております。

次 4 ページに移ります。第 13 条衛生管理等、設備や食器等、飲用水の衛生的管理をすること、感染症又は食中毒の発生及びまん延をしない措置をすること、医薬品及びその他医療品の備えと管理をすること、この 3 つにつきましても、国の基準にそのまま従うことで考えております。

次に運営規定第 14 条です。運営規定の整備は、次の重要事項に関する運営規定を定めるということで①から⑩までございますけれども、これもそのまま国の基準に従うことで考えております。

次に第 15 条、事業者が備える帳簿、帳簿の整備ということで、職員、財産、収支及び利用者の処遇についての帳簿の整備をすることということで、これもそのまま国の基準にそのまま従うことで考えております。

次に第 16 条の秘密保持等についてです。利用者等の秘密保持ということで、職員は、利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない、また、事業者は、職員であった者が利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じることということで規定されております。この 2 つにつきましても国の基準に従うことで考えております。

次に第 17 条苦情への対応です。苦情窓口の設置、苦情受付の窓口を設ける、指導等に対する改善、市町村からの指導・助言に対する必要な改善の措置、調査への協力、運営適正化委員会の調査への協力ということで、この 3 つに関しても国の基準に従うということ検討しております。

最後に 5 ページ目になります。第 18 条、開所時間及び日数。まず開所時間、小学校の休業日の日の開所時間については、1 日につき 8 時間を原則しており、保護者の労働時間、

小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して事業所ごとに定めることとなっております。これに関しては、土曜日の開所時間が8時間未満であるクラブ数が47クラブ中6クラブございますけれども、厚生労働省令の基準には保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して事業所ごとに定めるとありますので、国の基準のまま従うことで特に問題はないものと考えております

次の小学校の休業日以外の日の開所時間、1日につき3時間を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して事業所ごとに定めるとあります。

これにつきましては、これを満たさないクラブはありませんので、国の基準にそのまま従うことで考えております。次の開所日数です。原則として1年につき250日以上と規定されております。これにつきましても250日以下という開所日数のクラブは現在ありませんのでこれも国の基準にそのまま従うということで考えております。

次に第19条保護者との連絡、保護者の理解と協力について、支援内容等について保護者の理解及び協力を得ることということで、これについても国の基準に従うということで考えております。

次に第20条関係機関との連携、市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関との連携をとることということで、これも国の基準に従うということで考えております。

事故発生時の対応、市町村等への連絡、事故が発生した場合の市町村及び保護者への連絡及び必要な措置をとること、次の損害賠償、賠償すべき事故が発生した場合の速やかな損害賠償することです。この2つについても国の基準にそのまま従うということで考えております。

最後に附則のところです。

施行期日については、子ども子育て支援法等の施行の日から施行することで国の基準に従うということで考えております。

次に職員の経過措置でございますが、先ほどの第10条の第3項で職員の資格ということで①から⑨までの資格を有した方であつ都道府県知事が行う研修を修了した者ということで資格となっておりますけれども、この都道府県知事が行う研修を修了した者というところが経過措置となっております。平成32年の3月31日までに修了する予定の者を含むとなっております。これが従うべき基準となっております。これも国の基準にそのまま従うということになります。

概要の説明については以上でございます。

○会長（議長）

はい。御苦労様でございました。ただいまの説明に対し、何か御質問・御意見等ございませんか。

○委員

部屋が狭い、働くお母さんが増えて、部屋が狭くて大変ということを知っている。テレビなどでは、特殊なことだからかもしれませんが、学校の空き教室を使うということが言われている。八戸市ではあまり空き教室を使わせたくないということらしいが、それは役

所の方で子ども家庭課と教育委員会が繋いでくれないと開かれないのではないかということが一つ。それから先ほどの資格の問題なのですが、これだけの資格がある人たちが、午後から携わって6時までといっても、親は、6時半、7時近くになっても子どもを残していくわけにはいかないのを待っているわけです。そういうことを考えますと、お給料もずいぶん安いし、もう少しなんとかならないかといつも考えています。

○事務局

空き教室の小学校の利用というのは、これから教育委員会の方ともいろいろと話し合いをしていかなければならないと考えております。また、給料の問題は予算的な面もあり、今の制度の中でどのような対応が出てくるのか、なかなか言いづらい部分がございますので、御理解いただければと思っております。

○委員

1人当たり1.65平方メートルという専用室のほかに、これを満たしていて、そのほかに静養スペースをとることが望ましいという事でしょうか

○会長（議長）

事務局。

○事務局

専用区画という用語を使っておりますが、遊び及び生活の場としての機能と合わせて静養するための機能を備えた区画を専用区画といいますので、これについての面積が合わせた面積だと認識しております。

○委員

静養スペースと専用スペースを合わせて1人で1.65平方メートルということの考え方でよろしいですか。

○事務局

遊び及び生活の場としての機能を備えた場所と静養するための機能を備えた場所を合わせて1人当たり1.65平方メートル以上ということで認識しております

○委員

普段宿題する部屋の他にまたスペースを取りなさいということではないということですね。

○委員

今の学校のことで、全国的にやっているところありますが、建て直したとかそういう時にやっている。入口も違う、入口から入ってその教室にではなく、そこから玄関に出ると、様々あるけれど、例とすれば全国的にはあちこちあると思うのでそれを参考にさせていただ

ければと思うのです。ひとつは今回の条例にしてきちっとやるということで、47 のクラブの人たちというのは、ほとんどボランティアでやってきているのだと思うのですが、それをみると厚労省の概要というのは、ある面厳しくなっているし、営利企業ではないと思っていますから運営している主体が。これをみると営利企業がやるような様々、考えてあるけれども、実際資格を持った方がやらなければならないとか、こうなってくると、その先に1.65 平方メートルの話もあるが、財源的にはやっている人たちが自分たちで出すのかという話に当然行き着くと思うのですが、先ほどは財源についてはこれからだとありましたけれども、最後には利用する子どもたちの家庭に利用料として跳ね返っていく可能性がないわけではないと思います。その辺りこれからのことでしょうけど、確かに、様々な事例を勉強して進んで行っていただきたい。答弁は結構です。

○会長（議長）

他にございませんか。よろしいですか。それでは、ウの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要説明については了解したものと進めます。

次は（2）条例策定スケジュール案について、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、条例策定スケジュール案について御説明します。

資料4を御覧ください。

まず、本日から御審議いただいておりますこの基準に基づく条例の策定でございますけれども、まずいつまでに策定するのか、ということでございますが、こちらは9月議会への上程をしたいと考えております。そのためには、8月11日に条例案を議案として提出する必要がございます。

その前に行なう事務といたしまして、当会議におきます御審議、事業者からの意見徴収、パブリックコメントを行ってまいることとなっております。条例案策定に伴う子ども・子育て会議の開催予定日については、上段の中ほどに、次回の会議といたしまして、6月17日火曜日13時30分からの2回目の会議を予定してございます。こちらでは本日以降、各事業者からの意見を聞き取り行いまして、修正を行なったパブリックコメント用資料等に基づき、御審議いただく予定としてございます。次回会議で承認を得られました場合については、6月20日から7月9日までの20日間にわたってパブリックコメント実施し、その際に寄せられた御意見に基づき条例案の修正・策定を行い、条例の様式とした最終版について、8月4日月曜日10時から子ども子育て会議で御審議をいただきたいと考えております。御審議いただいて最終的に決定する予定としてございます。

その後につきましては、8月11日に議案として条例案を提出、21日には民生協議会への報告という流れで事務を進めてまいりたい、と考えております。委員の皆さまにおかれましては、御多忙の中、3回にわたって御審議いただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

○会長（議長）

このスケジュールよろしゅうございますか。次は6月17日1時半からです。そこで了解

を頂ければパブリックコメントを開始するということでございます。それを受け8月4日10時からの3回目を行うということでございます。出席方皆様、日程抑えて頂きたい。日程等について、よろしいですか。無いようでございますので、その他、なにかございますか。事務局。

○事務局

今回の会議で御審議いただく主な内容、2点につきまして御説明いたします。

1つ目といたしまして、冒頭でも御説明申し上げましたが、条例策定に伴うパブリックコメント用資料の最終案を御審議いただくこととしており、会議で御承認いただきました資料に基づきパブリックコメントを行ってまいりたい、と考えております。

2つ目といたしましては、5月26日に開催されました国の子ども・子育て会議により、公定価格の仮単価が提示されてございます。これにつきまして、現行との比較表をお示ししながら、仮単価の概要について御報告申し上げたいと考えております。なお、公定価格の仮単価について、御質問等がありましたらお手元の質問表にて先ほどの条例に関する御質問と仮単価についての御質問と一緒に用紙で結構ですので、そちらの質問票によって6月6日までに御提出いただきたいと思いますと考えております。

最後となりますが、次回会議の開催通知につきましては、会議の1週間前の6月10日火曜日に発送する予定としております。よろしく願いいたします。

○会長（議長）

今、その他でお話しいただきましたが、何かございませんか。

○会長（議長）

では、無いようでございますので、本日、予定していた案件は以上でございます。これを持ちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。では進行は司会へ戻します。

○司会

これを持ちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆さま、長時間にわたり、ありがとうございました。

（閉会15：20）

以上